

令和5年度 いばらき木づかいチャレンジ事業(住宅用木材生産・流通体制の構築)募集要領

(目的)

第1条 この要領は、本事業の適正かつ円滑な実施のため、いばらき木づかいチャレンジ事業(住宅用木材生産・流通体制の構築)実施要領(令和4年3月31日付け林政第1164号茨城県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。)第5条の規定に基づく助成事業の申請・承認の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(申請・承認)

第2条 茨城県木材協同組合連合会(以下、県木連という。)は、実施要領別表に定める事業を実施するものに対し、予算の範囲内で助成するものとし、助成を受けようとするチームの事務局は、実施要領様式第1号のいばらき木づかいチャレンジチーム支援事業助成申請書(以下、「申請書」という。)を県木連に提出するものとする。

2 県木連は、申請書を審査し、適当と認めた場合は、速やかに実施要領様式第2号のいばらき木づかいチャレンジチーム支援事業助成承認通知書によりチームの事務局に通知するものとする。

(費用の負担)

第3条 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(承認の取消)

第4条 県木連は、チームが実施要領及び当該募集要領の規定に違反したとき、又は虚偽の報告など助成金の交付に関して不正な行為があったと認めるときは、当該チームに対する助成事業の承認を取り消すことができる。

(情報の管理)

第5条 申請者の個人情報、当事業の執行のためにのみ利用する。

付 則

この要領は、令和4年4月18日から施行する。